

特定非営利活動法人 全国看護学生はぐくみネット 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国看護学生はぐくみネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県瑞穂市十八条29番地5に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、看護師養成課程の学生が、教育活動の妨害、教育を受ける権利の侵害、差別待遇、いじめ、嫌がらせ等のハラスメントを受けることのないよう支援活動を行い、看護学生の健全な育成と教育に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 看護学生相談窓口事業
- (2) 関係機関との連携・支援活動
- (3) ハラスメント調査研究事業
- (4) 関係機関への提言等
- (5) 研修・啓発活動
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(特定非営利活動の種類)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(3) 社会教育の推進を図る活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員: この法人の目的に賛同して入会した個人または団体

(2) 賛助会員: この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(3) ボランティア会員: この法人の目的に賛同し、本会の活動にボランティアとして協力する個人または団体

(入会)

第7条 この法人に、正会員として入会を希望する者は、代表理事が別に定める入会申込書を提出し代表理事の承認を得なければならない。

2 代表理事は、前項の入会申込者に対し、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、第1項の入会申込者の入会を認めない時には、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

4 賛助会員として入会を希望する個人及び団体は、代表理事が別に定める入会申込書を提出し代表理事の承認を得なければならない。

5 ボランティア会員として入会を希望する個人及び団体は、代表理事が別に定める入会申込書を提出し代表理事の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条

会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会を申し出たとき

(2) 本人が死亡したとき

(3) 会員である団体が消滅したとき

(4) 除名されたとき

(5) 本法人が解散したとき

(6) 会費の納入が1年以上滞ったとき

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき

(2) この法人の目的趣旨に反する行為があったとき

(3) この法人の名誉を傷つけまたは本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条

この法人に次の役員を置く。

(1) 理事: 6人以上8人以下

(2) 監事: 1人

2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事の任期満了または辞任により後任を選任する必要が生じた場合、総会においてこれを行うものとする。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条

代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事が予め指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任、報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数

(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
-

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 職員の採用、解雇
- (3) 規程の制定、改廃
- (4) 契約の締結
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名

(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決において決定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事: 高橋 裕樹

副代表理事: 大須賀 しづか

副代表理事: 古田 雅俊

理事: 米村 法子

理事: 宮下 由希子

理事: 町永 莉江子

理事: 武内 郁夫

監事: 山田 省二

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年8月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年8月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金: 0円

正会員会費: 0円(1年間分)

(2) 賛助会員入会金: 0円

賛助会員会費: 個人 1口3,000円 1口以上

団体 1口10,000円 1口以上

役員名簿

特定非営利活動法人全国看護学生はぐくみネット

番号	理事・ 監事の 別	役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
1	理事	代表理事	高橋 裕樹		無
2	理事	副代表理事	大須賀 しづか		無
3	理事	副代表理事	古田 雅俊		無
4	理事	理事	武内 郁夫		無
5	理事	理事	宮下 由希子		無
6	理事	理事	町永 莉江子		無
7	理事	理事	米村 法子		無
8	監事	監事	山田 省二		無



設立趣旨書

1 趣旨

特定非営利活動法人 全国看護学生はぐくみネットは、看護学生が安心して学び、看護師としての夢を実現できる社会をめざし、相談支援、情報発信、関係機関との連携による教育環境の改善に取り組みます。

看護学生は、一般的な学生と異なり、学生という立場で医療現場に赴き、時に、実際の生死を目の当たりにすることがあります。このような、医療職という特殊な職業に就くことを前提とした学生生活は、緊張、不安、悩みなど、様々な心理的負担を生じさせ得るものといえます。

看護学生に生じる心理的負担は、病院実習のみならず、普段の学校生活の中でも生じやすいものです。たとえば、医療職に求められる倫理観、知識、態度を念頭に、学校が必要以上と思われるような厳しい指導・対応を行うこともありますし、各学生の抱えるストレスが、学生間の人間関係トラブルという形で表れることもあります。早ければ10代から、このような特殊な環境に身を置く看護学生の生活は、誰であっても、心身ともに大きなダメージを受ける可能性があるものです。

実際に、代表自身、大切な家族が看護学校の理不尽な教育環境の中でもがき苦しんだことから、悲しい出来事を経験することとなりました。この出来事をきっかけに、看護学生の実態を知る必要があると調査を開始したところ、改善を求める声が数多く寄せられたため、任意団体の設立に至りました。

任意団体「全国看護学生はぐくみネット」には、令和5年7月から令和7年6月までの間に全国から204件の相談が寄せられました。そのうち約65.7%は、教員や実習指導者からの不適切な指導が疑われる事例や、教員の言動等により心理的圧迫を感じた事例に関する悩みでした。実態調査では、多くの看護学生が、精神的に追い詰められ、看護師になる夢を断念せざるを得ないと思い詰めるほか、実際に断念した学生が複数いる事実が判明し、看護学生に対する支援が急務であることが明らかになりました。

看護学生が安心して学び、悩みを相談できる環境はまだ十分に整っていません。労働者に対するハラスメント、義務教育機関における体罰、行き過ぎた指導などは、その対象者が多いことから相談機関や相談窓口が法的にも整えられています。一方で、看護学生の場合には、相談機関や窓口の整備は極めて不十分な状況にあります。

看護学生は、最終的に国家資格を得なければこれまでの学生生活の意味を失ってしまうとのプレッシャーを感じています。さらに単位取得は教員、学校側に権限があるため、学生が学校に対して権利主張をしにくい実情があります。また、厳しい上下関係、少人数制、閉鎖性などから、指導や人間関係に関する問題が見過ごされやすく、声を上げられない学生が孤立する構造的な問題があります。

任意団体では、SNSやオンライン相談窓口を通じて全国の看護学生の声を吸い上げ、孤立した学生を受け止める場としての役割を担って来ました。団体の特徴として、相談員の殆どが看護師の資格を有していることがあります。学生が目指す資格を取得している先輩からの助言が受けられるという事や、医療職の経験から心理的ケアが実践可能なことは、悩みを抱く学生への強い支援になっています。また、学校関係者ではない第三者に話を聴いてもらえるという安心感はとても大きなものになります。

そうして、同団体に相談した学生の中には、無事に学校生活を乗り越えて看護師の夢を叶えている方々が相当数います。このように、私たちは、環境さえ整えば自信を取り戻してやり遂げられる学生を見てきたことから、相談のみならず、看護教育に関する制度の課題や実態の調査、情報発信も継続して行ってきました。

ところで、支援対象となっている看護学生は、勉強中の身であり、金銭的に余裕がありません。また、奨学金を借りている者も多いことから、看護学生が受ける支援は、全て無料であることが望ましいといえます。しかしながら、支援者である看護師・保健師・公認心理師・教職員・研究者などが、その都度任意でボラン

ティアとして参加する現状は、組織として盤石な基礎があるとはいえません。また、教育機関等から意見を求められることがあっても、発言の責任の所在が曖昧になる懸念がありました。

そこで、今後は、非営利団体であるNPO法人として、これまでの活動を継続・強化し、社会的信用を備えた団体にしていく事が必要であると考えました。

法人化することにより、これまで行ってきた、悩みを共有できる機会を提供し、看護学生を孤立から救う場としての役割や、寄せられた声をもとに関係機関と連携して教育環境の改善に取り組む役割を継続的に果たしていきます。

さらに、医療職を目指す学生が、自分自身を傷付けることなく、生き生きと学生生活を送って夢を叶え、地域社会に貢献できる人材となっていくよう、看護学生自身が主体的に学び、支え合えるネットワークの構築や、同じ悩みを抱える人々の声を可視化する取り組みも進めていき、誰もが安心して学べる看護教育の実現を目指していきます。

2 申請に至るまで経緯

令和5年4月30日 任意団体「看護学生を守る会」として活動開始

令和5年5月4日 SNSによる相談窓口を開設

令和5年12月28日 名称を「全国看護学生はぐくみネット」に変更

令和6年月1日23日 厚生労働省・文部科学省に対して300件を超えるアンケートを元にしたハラスメント調査報告書を提出

令和6年11月21日 厚生労働省、文部科学省に対し看護学校へのハラスメント対策を提案。厚生労働省記者クラブで記者会見を行う

令和6年12月27日 団体メンバーでのNPO法人設立に関する意思確認

令和7年9月18日 特定非営利法人「全国看護学生はぐくみネット」設立総会開催

令和7年9月18日
特定非営利活動法人 全国看護学生はぐくみネット
設立代表者

高橋 裕樹

設立当初の事業計画書

法人設立の日から 令和8年 8月31日まで

特定非営利活動法人 全国看護学生はぐくみネット

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人 全国看護学生はぐくみネットは、看護学生が直面する様々な課題に対し、心理的・情動的な両面から支援することで、看護学生が安心して学び、夢を叶え、地域社会に貢献していける環境の実現を目指します。

具体的には、以下の三つの事業を柱として活動を実施します。

(1) 看護学生相談支援事業

学生が抱える学業や人間関係、実習における悩みなど、デリケートな相談に安心してアクセスできるよう、オンラインを主体とした相談窓口を運営します。相談員は看護師、保健師、公認心理士、看護教員、弁護士等の専門資格を持つ者らが担当し、専門的知見と共感的な姿勢をもって相談に対応します。また、相談内容のプライバシー保護を徹底し、学生が孤立せず、安心して声をあげられる環境を提供します。

(2) 調査研究事業

相談窓口に寄せられる声やアンケート調査を通じて、看護教育現場におけるハラスメントや心理的負担の実態を継続的に調査し学会発表等につなげます。これにより、個別の支援に留まらず、社会全体に看護学生が置かれている現状を可視化し、関係機関への提言や情報発信を行うことで、看護教育環境の根本的な改善に貢献します。

これらの事業を通じて、私たちは看護学生一人ひとりの声に耳を傾け、彼らが自らの力で未来を切り開いていけるよう、持続的な支援体制を構築していきます。

(3) 研修・啓発活動事業

研修・啓発活動事業は、看護学生が直面する課題やハラスメント問題に対する理解を深め、解決を促進するための研修プログラムや啓発イベントを企画・実施します。これにより、看護学生だけでなく、教育関係者や医療従事者、地域社会全体に対し、看護学生支援の重要性を広く周知し、より良い学習環境の実現を目指します。具体的には、講演会、ワークショップ、情報提供資料の作成・配布などを通じて、意識向上と行動変容を促します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)

看護学生相談窓口事業	看護学生のためのオンラインを主体とした相談窓口の運営。	(A) 通年 (B) オンライン (C) 16人	(D) 看護学生 (E) 300人	100千円
ハラスメント調査研究事業	看護教育現場におけるハラスメントや心理的負担の実態を継続的に調査し、学会発表等を通じて社会に提言。	(A) 通年 (B) オンライン等 (C) 8人	(D) 看護学生 (E) 5万人	200千円
研修・啓発活動	看護学生が直面する課題やハラスメント問題に対する理解を深め、解決を促進するための研修プログラムや啓発イベントを企画・実施。	(A) 未定 (B) オンライン (C) 5人	(D) 看護学校関係者 県の担当課 (E) 200人	0千円

令和8年度の事業計画書

令和8年9月1日から 令和9年8月31日まで

特定非営利活動法人 全国看護学生はぐくみネット

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人 全国看護学生はぐくみネットは、看護学生が直面する様々な課題に対し、心理的・情動的な両面から支援することで、看護学生が安心して学び、夢を叶え、地域社会に貢献していける環境の実現を目指します。

具体的には、以下の三つの事業を柱として活動を実施します。

(1) 看護学生相談支援事業

学生が抱える学業や人間関係、実習における悩みなど、デリケートな相談に安心してアクセスできるよう、オンラインを主体とした相談窓口を運営します。相談員は看護師、保健師、公認心理士、看護教員、弁護士等の専門資格を持つ者らが担当し、専門的知見と共感的な姿勢をもって相談に対応します。また、相談内容のプライバシー保護を徹底し、学生が孤立せず、安心して声をあげられる環境を提供します。

(2) 調査研究事業

相談窓口に寄せられる声やアンケート調査を通じて、看護教育現場におけるハラスメントや心理的負担の実態を継続的に調査し学会発表等につなげます。これにより、個別の支援に留まらず、社会全体に看護学生が置かれている現状を可視化し、関係機関への提言や情報発信を行うことで、看護教育環境の根本的な改善に貢献します。

これらの事業を通じて、私たちは看護学生一人ひとりの声に耳を傾け、彼らが自らの力で未来を切り開いていけるよう、持続的な支援体制を構築していきます。

(3) 研修・啓発活動事業

研修・啓発活動事業は、看護学生が直面する課題やハラスメント問題に対する理解を深め、解決を促進するための研修プログラムや啓発イベントを企画・実施します。これにより、看護学生だけでなく、教育関係者や医療従事者、地域社会全体に対し、看護学生支援の重要性を広く周知し、より良い学習環境の実現を目指します。具体的には、講演会、ワークショップ、情報提供資料の作成・配布などを通じて、意識向上と行動変容を促します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)

看護学生相談窓口事業	看護学生のためのオンラインを主体とした相談窓口の運営。	(A) 通年 (B) オンライン (C) 16人	(D) 看護学生 (E) 300人	100千円
ハラスメント調査研究事業	看護教育現場におけるハラスメントや心理的負担の実態を継続的に調査し、学会発表等を通じて社会に提言。	(A) 通年 (B) オンライン (C) 7人	(D) 看護学生 (E) 5万人	200千円
研修・啓発活動	看護学生が直面する課題やハラスメント問題に対する理解を深め、解決を促進するための研修プログラムや啓発イベントを企画・実施。	(A) 未定 (B) オンライン (C) 5人	(D) 看護学校関係者 (E) 200人	0千円

令和7年度 活動予算書

法人成立の日から 令和8年

8月 31日まで

特定非営利活動法人 全国看護学生はぐくみネット

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	150000	150000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	300000	300000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
事業収益	0		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計 (A)			450000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信費	100000		
研究費	100000		
会議費	0		
旅費交通費	100000		
減価償却費	0		
その他経費計	300000		
事業費計		300000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	50000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
消耗品費	50000		
その他経費計	100000		
管理費計		100000	
経常費用計 (B)			400000
当期経常増減額 (A) - (B)			50000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計	0		
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額			50000
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			50000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			50000

令和8年度 活動予算書

令和8年 9月 1日から 令和9年 8月 31日まで

特定非営利活動法人 全国看護学生はぐくみネット

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	150000	150000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	300000	300000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
事業収益	0		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計 (A)			450000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信費	100000		
研究費	100000		
会議費	0		
旅費交通費	100000		
減価償却費			
その他経費計	300000		
事業費計		300000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	50000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
消耗品費	50000		
その他経費計	100000		
管理費計		100000	
経常費用計 (B)			400000
当期経常増減額 (A) - (B)			50000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額			50000
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			50000
前期繰越正味財産額			50000
次期繰越正味財産額			100000